

大学連携研究設備ネットワークにおける研究設備共用加速事業の公募要領

平成29年3月9日
大学連携研究設備
ネットワーク協議会
最終改正 令和4年8月8日

1. 目的

大学連携研究設備ネットワークにおける研究設備の共用を一層促進するため、以下のとおり公募します。

2. 公募対象

次に掲げる公募条件を全て満たすものを大学連携研究設備ネットワーク（以下「本事業」という。）における研究設備共用加速事業の公募対象とします。

【公募条件】

- (1) 申請者が所属している機関が大学連携研究設備ネットワーク協議会の構成機関であること。1件あたりの申請限度額は、2,500千円とする。なお、同一機関からの申請件数の上限は特に定めない。
- (2) 申請の目的が、次のいずれかであること。
 - 1) 本事業の予約・課金システムから予約可能な外部利用設備として登録済みの研究設備を外部利用に十分供することができるよう、安定稼働させるための点検・調整・修繕等（付随する補修や消耗品の購入を含む。）
 - 2) 未登録の研究設備を外部利用に供するため必要となるコンポーネント（研究設備に付随して使用する付属品や消耗品等）の整備（コンポーネント整備後に本事業の予約・課金システムから予約可能な外部利用設備として登録を行えるものに限る。）
 - 3) 研究設備の外部利用を促進するために有効なその他の施策

3. 応募方法

必要書類を以下に定めるとおり提出して下さい。なお、提出された資料については、返却しません。

【必要書類】

別紙様式1による申請書

【提出期限】

別途公募開始時に通知します。

【提出方法】

E-mail による

【提出先】

大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 分子科学研究所

大学連携研究設備ネットワーク事務局

E-mail: eqnet-office@ims.ac.jp

4. 審査及び採否決定

別に定める加速事業審査委員会において審査を行い、採否を決定します。

5. 契約締結

審査の結果、採択された事業については、契約書又は請書の取り交わしを行うものとします。

6. 予算配分及び経費執行

予算配分及び経費執行にあたっては、以下の点に留意して下さい。

- ① 採択された事業については、決定された配分額を契約書又は請書に基づいて分子科学研究所から各大学等へ支払います。
- ② 採択された事業以外への支出は認められません。
- ③ 配分された予算に運営費交付金など使途に制限のない経費を加えて、申請事業のために合算して使用することができます。
- ④ 各大学等の会計規則等に則って経費を執行してください。
- ⑤ 予算の繰越は認められません。
- ⑥ 本事業の登録設備の利用料を支出することはできません。

7. 実績報告等

- (1) 事業完了後30日以内に、別紙様式2により事業報告書を提出して下さい。提出方法等は次のとおりとします。

【提出方法】

郵送又は E-mail による

【提出先】

〒444-8585

愛知県岡崎市明大寺町字西郷中38

大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 岡崎統合事務センター

総務部 国際研究協力課 産学連携係

E-mail : r7136@orion.ac.jp

- (2) 事業実施の次年度に報告会を開催し、実施内容を報告していただきます。報告内容、書式等については別途通知します。

8. 個人情報について

公募により提供された個人情報は、課題審査を目的としてのみ利用します。また、採択された課題については、広報用印刷物及びホームページ等に提案代表者氏名、所属、申請課題名等を掲載する場合がありますので、ご承知おき願います。

9. 問い合わせ先

大学共同利用機関法人 自然科学研究機構 分子科学研究所

大学連携研究設備ネットワーク事務局

E-mail : eqnet-office@ims.ac.jp

電話 : 0564-55-7457, 7490